

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	一	(長寿社会政策課)
○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	二	(同)
○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	二	(同)
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則	三	(同)
○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	四	(同)
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	五	(同)
○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	一一	(同)
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	一三	(同)
○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	一九	(同)
○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則	二〇	(同)

規 則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十九号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号から第五号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第九条第三項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十一条第一項第二号及び第三号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二十五条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させるこ

とができるよう努めなければならない。

第二十六条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十二条第一項中「交付」を削る。

附則第九項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和七年三月三十一日までの間における改正後の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新規則」という。)第二十六条第三項(新規則附則第二十項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号から第五号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十条第四項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第十九条第一項第二号及び第三号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二十二条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第二十二条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間における改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十一号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号から第五号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。
第二十条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十五条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第二十五条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第二十八条の二の次に次の一条を加える。
（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第二十八条の三 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第三十七条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和九年三月三十一日までの間における改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第二十五条第一項（新規則第三十九条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間における新規則第二十八条の三（新規則第三十九条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第二十八条の三中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければならない」とする。

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事

業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十二号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成十一年宮城県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「施行法」という。」を削る。
第二条から第十条までを削る。

第十一条第一項中「並びに旧法第百十三條の二第四項」を削り、同条第二項中「並びに旧法第百十五條」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は改正法附則第百三十條の二の規定によりなおその効力を有することとされる健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第十号）第二条の規定による改正前の施行規則第百四十條の二各号」を削り、同条を第二条とする。

第十二條を第三條とし、第十三條を削り、第十四條を第四條とする。

様式第一号から様式第十号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の規定により行われ、同日以後に受理された申請、申出又は届出については、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第四十六号）による改正後の介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）により行われた申請、申出又は届出とみなす。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十三号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第四号を削る。

第十六条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第十七条の三（見出しを含む）中「口腔」を「口腔」に改める。

第二十三条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十四条第二項中「並びに」を「及び」に改める。

第二十五条第四号及び第五号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二十九条第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、条例第十一条第一項の計画を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第三十條第二項第一号及び第二号中「又は」を「及び」に改める。

第三十一條の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定め、おかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十一條中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等

の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十二条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「以下この条において単に「重要事項」という。」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
第三十六条の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十六条の三 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第三十八条第一号から第三号まで及び第五号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第四十九条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
第五十二条第一項中「第五十一条」を「前条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第三十二条第三項（新規則第五十一条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
（協力医療機関との連携に関する経過措置）

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間における新規則第三十一条第一項（新規則第五十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間における新規則第三十六条の三（新規則第五十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第三十六条の三中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十四号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」を「第五十五条の二」に、「第百五十五条」を「第百五十四条の二」に改める。

第三条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
第二十一条第三項第二号の二中「口腔」を「口腔」に改める。

第二十六条第一項中「重要事項」の下に「以下この条において単に「重要事項」という。」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十二条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 条例第十条の二第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第三十三条の二中「第十七条の二第二項第一号」を「第十七条の二第一号」に改める。

第三十三条の三後段中「第三十条の二」の下に、「第三十二条第一号から第三号まで」を加える。

第三十四条第二項後段中「並びに第三十二条第一号及び第二号」を「及び第三十二条第一号から第三号までの規定」に、「同条第四号」を「同条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に改める。

第四十一条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 条例第二十三条の二第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十三条前段中「第四十二条」を「前条」に改め、同条後段中「及び第三十五条第一項」を「、第三十五条第一項及び第四十一条第一号」に、「第四十一条第一号及び第二号」を「第四十一条第二号及び第三号」に、「同条第三号及び第四号」を「同条第四号及び第五号」に改める。

第四十五条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十四条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同条第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 条例第三十一条の二第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十五条の二を削り、第五章中第五十六条の前に次の一条を加える。

(従業者)

第五十五条の二 条例第三十六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

2 前項の医師は、常勤でなければならない。

第五十八条第五項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第六十条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 条例第三十八条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 条例第四十四条の二第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七十八条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 条例第五十条の二第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の

状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十一条後段中「第七十六条」の下に「並びに第七十八条第一号及び第三号」を加え、「第七十八条第一号」を「第七十八条第二号」に、「同条第四号」を「同条第五号」に、「第十四条第二項」を「第八十一条において準用する第十四条第二項」に、「同条第五号中「次条において準用する第十九条」とあるのは「」を「同条第六号中「次条において準用する第十九条」とあるのは「第八十一条において準用する」に改める。

第九十六条第一項後段中「第七十六条」の下に「及び第七十八条第一号」を加え、「第七十八条第一号及び第二号」を「第七十八条第二号」に、「同条第四号及び第五号」を「同条第五号及び第六号」に改める。

第九十七条第四項中「第六十二条第二項」を「第六十二条第三項」に改める。
第一百零六条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第一百零四条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 条例第六十四条の二第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第一百零二条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第一百零二条の二 条例第七十一条第三項で定める措置は、次のとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
第一百零三条の次に次の一条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第二百二十三条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第二百二十四条第一号から第三号まで、第五号及び第六号中「に規定する」を「の規定による」に改める。
第二百二十六条第三項中「条例七十五条第二項」を「条例七十五条第二項」に改める。

第二百三十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
第二百三十三条 第三項中「条例七十五条第二項」を「条例七十五条第二項」に改める。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第三百三十五条前段中「第一百零条」の下に「、第一百二十二条の二」を、「第一百二十三条」の下に「、第一百二十三条の二」を加え、同条後段中「関する規程」との下に「、第一百二十二条の二及び第二百二十四条第一号中「条例」とあるのは「条例第七十七条において準用する条例」とを加える。

第三百三十五条の後段中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」との下に「、第一百二十二条の二中「条例」とあるのは「条例第七十八条の三において準用する条例」とを加える。

第四百零四条後段中「、第二十六条第一項」を「及び第二十六条第一項」に改め、「前項」との下に「、第一百二十二条の二中「条例」とあるのは「条例第八十二条において準用する条例」とを、「第十四条第二項」とあるのは「」の下に「第一百四十条において準用する条例」を加え、「同項第六号」を「同条第六号」に改め、「第十九条」の下に「とあるのは「第一百四十条において準用する第十九条」を加える。

第四百四十一条第二号を削り、同条第三号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「及び入院患者」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第四百四十二条第一項中「第八十六条第一項第四号」を「第八十六条第一項第三号」に改める。

第四百五十二条第二号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟」を「に」に改める。

第四百五十三条第一号から第三号まで、第五号及び第六号中「に規定する」を「の規定による」に改

める。

第百五十四条前段中「及び第百二十三条」を、「第百二十二条の二、第百二十三条及び第百二十三条の二」に改め、同条後段中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」との下に、「第百二十二条の二中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」とを加える。

第十章第二節中第百五十五条の前に次の二条を加える。

(設備)

第百五十四条の二 条例第九十一条第三項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 病室

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

(1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項に定めるもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

二 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

3 第一項第二号及び前項に掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号ロの共同生活室は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

第百五十四条の三 条例第九十一条第六項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 病室

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

ハ 洗面設備

(1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 便所

- (1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項に定めるもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

二 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

3 第一項第二号及び前項に掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号口の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

第百六十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第百六十二条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第百六十三条前段中「第百十條第二項」の下に、「第百二十二條の二を、「第百二十三條」の下に、「第百二十三條の二」を加え、同条後段中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「第百六十三條において準用する第百四十一條各号に掲げる従業者」と」の下に、「第百二十二條の二中「條例」とあるのは「條例第九十三條において準用する條例」と」を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第二項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第百八十二条において準用する第百二十三條の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

二 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

ホ 特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第百六十五条第四項中「建築基準法」の下に「昭和二十五年法律第二百一號」を加える。

第百七十三條の次に次の一條を加える。

(口腔衛生の管理)

第百七十三條の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第百七十九條中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同條第八項に規定する指定感染症又は同條第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合にお

いては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第百八十一条第一号から第三号まで及び第五号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第百八十二条前段中「及び第百十六條」を「、第百十六條及び第百二十三條の二」に改める。

第百八十九条第一号及び第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第三号中「第十一條第二項に規定する」を「第九十八條の二第二項の規定による」に改め、同条第五号から第九号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第百九十四条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第八條第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいづれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいづれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八條第二十四項に規定する指定居宅サービス等という。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第百九十五条第一項中「内容」の下に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「は」の下に「、モニタリングの結果を踏まえ」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第二百条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、

同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第二百一一条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 条例第九條の二第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百三條第一項前段中「第二百二條」を「前條」に改め、同項後段中「同じ。」を「地域をいう。以下同じ。」に、「及び第二号」を「中「条例」とあるのは「条例第百二十二條第一項で準用する条例」と、同条第二号及び第三号」を「中「条例」とあるのは「条例第百二十二條第一項で準用する条例」と、同条第六号及び第七号」に改める。

第二百八條中第四号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

第二百八條中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいづれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八條第二十四項に規定する指定居宅サービス等という。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第二百九條に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該指定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第二百十條中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「に規定する」を「の規定

による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 条例第一百六条の第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百十二条第一項中「第二百十一条」を「前条」に改める。

附則第十九項中「(平成十二年厚生省令第五十八号)」を「(平成十一年厚生省令第五十八号)」に改める。

附則第三十三項中「第五十四条第一号及び第二号」を「第五十四条第二号及び第三号」に、「同条第三号」を「同条第四号」に、「同条第六号及び第七号」を「同条第七号及び第八号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十五条第一項の改正規定、第五十四条の改正規定、第五十八条の改正規定、第六十条の改正規定、第六十六条の改正規定、第九十七条第四項の改正規定、第一百条の改正規定及び第一百四条の改正規定は、令和六年六月一日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新規則」という。)第二十六条第三項(新規則第三十三条の三、第三十四条第二項、第四十二条、第四十三条、第五十五条、第六十一条、第六十七条、第七十九条、第八十一条、第九十六条、第九十五条、第二百二十五条、第三百三十五条、第三百三十五条の三、第四百零四条、第四百五十四條、第四百六十三條、第四百八十二條及び第四百九十条において準用する場合を含む。)及び第二百三条第三項(新規則第二百三条及び第二百十一条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、新規則第二百二十三条の二(新規則第三百三十五條、第三百三十五條の三、第四百零四條、第四百五十四條、第四百六十三條及び第四百八十二條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新規則第二百二十三條の二中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

4 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、新規則第七十三条の二の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

5 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(令和三年宮城県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新規則」という。)第六十五条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは、「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

3 この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新規則第二十四条の二の規定(新規則第六十七条において準用する場合に限る。)の適用については、新規則第二十四条の二中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十五号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条の三(見出しを含む。)中「口腔」を「口腔」に改める。

第二十一条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

ばならない。

第二十二条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十四条第五号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二十八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、条例第十一条第一項の計画を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第三十条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項を次のとおり改める。

指定介護老人福祉施設は入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定め、おかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすとしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者

の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十一条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。第三十六条の二の次に次の一条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第三十六条の三 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第三十八条第一号から第三号まで、第五号及び第六号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第四十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第五十条中「第二十一条の二」を「第二十一条の二第一項」に改める。

第五十一条第一項中「第五十条」を「前条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新規規則」という。)第三十一条第三項(新規規則第五十条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間における新規規則第三十条第一項(新規規則第五十条にお

いて準用する場合を含む。の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間における新規則第三十六条の三(新規則第五十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新規則第三十六条の三中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十六号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」を「第五十四条の二」に、「第三百三十六条」を「第三百三十五条の二」に改める。

第三十五条の二ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
第三十九条の四第一項中「認められる重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十条第一号及び第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第二十三条の二第二項の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十一条中「条例第二十三条」を「条例第二十三条」に改める。
第四十三条後段中「第四十二条」を「前条」に改める。

第四十五条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
第五十一条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同条第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 条例第三十二条の二第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十二条第十五号中「あつては、」の下に「条例第三十二条の二第二項並びに」を加え、「第十四号」を「前号」に改める。

第五十七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 条例第三十八条の二第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十八条第一号中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を加え、「指定介護予防サービス等という。」の下に「第百七十九条第四号及び第百八十八条第三号において同じ。」を加え、同条第十四号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同条を同条第十五号とし、同条第七号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第五号」を「第六号」に改め、同条を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医

療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第六十三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 条例第四十四条の二第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十条第一項第二号中「この節及び次節」を「この条及び次条」に改め、同条第四項中「条例五十七條第二項」を「条例第五十七條第三項」に改める。

第八十一条第二項中「条例五十八條第二項」を「条例第五十八條第二項」に改める。

第八十五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 条例第五十九条の二第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十六条第十三号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第八十七条第二号中「口腔」を「口腔」に改める。
第九十五条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第九十五条の二 条例第六十五条第三項で定める措置は、次のとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこと

ができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
第九十八条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を加え、「前項各号」を「同項各号」に改める。
第九十九条の次に次の一条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第九十九条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第一百条第一号から第三号まで、第五号及び第六号中「に規定する」を「の規定による」に改める。
第一百九条第一項中「条例七十条第一項」を「条例第七十条第一項」に改める。
第一百二十二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第一百七十七条前段中「第九十四条」の下に、「第九十五条の二」を加え、同条後段中「及び第九十条」を「及び第九十条第一項」に改め、「第八項中」の下に「条例第六十三条第二項」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例第六十三条第二項」と、を加え、「第九十七条」とあるのは「第一百一条」との下に、「第九十五条の二」中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」とを加える。

第一百七十七条の三後段中「及び第四項」を削り、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」との下に、「第九十五条の二及び第一百条第一号中「条例」とあるのは「条例第七十三条の三において準用する条例」とを加える。

第二百二十二条後段中「第三十五条の十三条第一項」を「第三十五条の十三条第一項」に改め、「及び第四項」を削り、「前項」との下に、「第九十五条の二及び第一百条第一号中「条例」とあるのは「条例第七十七条において準用する条例」とを加え、「第一百条第一号中「条例」とあるのは「条例第七十七条において準用する条例」と、同条第二号及び第三号」を「第一百条第二号及び第三号」に改める。

第二百二十三条第二号を削り、同条第三号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同条を同条第二号とし、同条第四号中「及び入院患者」を削り、同条を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第二百二十四条第一項中「第八十一条第一項第四号」を「第八十一条第一項第三号」に改める。

第二百二十七条第二号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に、「又は老人性認知症疾患療養病棟に」を「に」に改める。

第二百二十八条第一号から第三号まで、第五号及び第六号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百三十五条前段中「第九十四条第二項及び第九十九条」を「第九十四条第二項、第九十五条の二、第九十九条及び第九十九条の二」に改め、同条後段中「及び第四項」を削り、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「第二百二十三条各号に定める従業者」との下に、「第九十五条の二中「条例」とあるのは「条例第八十三条において準用する条例」と」を加える。

第十章第二節中第二百三十六条の前に次の二条を加える。

(設備)

第二百三十五条の二 条例第八十六条第三項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 病室

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

(1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項に定めるもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

二 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

3 第一項第二号及び前項に掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の共同生活室は、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

第二百三十五条の三 条例第八十六条第六項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 病室

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (3) 必要な設備及び備品を備えること。
- ハ 洗面設備
- (1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- ニ 便所
- (1) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- 二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 2 前項に定めるもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
 - 二 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
 - 3 第一項第二号及び前項に掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
 - 4 第一項第一号口の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。
 - 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 第百三十九条中第二号を削り、第三号を第二号とする。
- 第百四十三条前段中「第九十四条第二項」の下に、「第九十五条の二を、「第九十九条」の下に、「第九十九条の二」を加え、同条後段中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「第百四十三条において準用する第百二十三号各号に定める従業者」との下に、「第九十五条の二中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と」を加え、「及び第二号」を「から第三号ま

- での規定」に改める。
- 第百四十四条に次の一項を加える。
- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。
- 一 第百六十一条において準用する第九十九条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
 - イ 利用者の安全及びケアの質の確保
 - ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - ハ 緊急時の体制整備
 - ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検
 - ホ 介護予防特定施設従業者に対する研修
 - 二 介護機器を複数種類活用していること。
 - 三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
 - 四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。
- 第百四十五条第四項中「建築基準法」の下に「(昭和二十五年法律第二百一十号)」を加える。
- 第百五十条の二を第百五十条の三とし、第百五十条の次に次の一条を加える。
- (口腔衛生の管理)
- 第百五十条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
- 第百五十三条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
- 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第百五十五条第一号から第三号まで及び第五号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第百五十六条第二号中「第九十一条第一項」を「第九十一条」に改める。

第百六十一条前段中「第九十八条の二」の下に、「第九十九条の二」を加える。

第百六十二条第一項中「条例九十七条」を「条例九十七条」に改める。

第百六十七条第一号から第三号まで及び第五号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第八号を削り、同条第九号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第百六十九条前段中「（第三十九条の八第二項を除く。）」を削り、「第百五十条の二まで」を「第百五十条まで、第百五十条の三」に改め、同条後段中「第百五十条の二」を「第百五十条の三」に、「指定介護予防特定施設生活介護を」を「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」に、「指定介護予防特定施設生活介護」を「指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改める。

第百七十七条第一項中「認められる重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

らない。

第百七十八条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第二号とし、同条第一号として次の一号を加える。

一 条例第百四条の二第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第百七十九条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第八条の二十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第百八十条第一項前段中「期間」の下に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同項後段中「第百九十条第一項」を「第百八十九条第一項」に改め、同条第五項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第百八十二条第一項前段中「第百八十一条」を「前条」に改め、同項後段中「第百七十八条第一号及び第二号」を「第百七十八条第二号及び第三号」に、「同条第四号」を「同条第五号」に、「同条第五号及び第六号」を「同条第六号及び第七号」に改める。

第百八十七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、

同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 条例第一百二十二条の第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第百八十八条中第五号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

第百八十八条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。第百八十九条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第百九十一条第一項中「第百九十条」を「前条」に改める。

附則第二項中「第三十条（第三十四条第二項において準用する場合を含む。）」及び「第七十四条（第七十九条第一項において準用する場合を含む。）」を削る。

附則第二十一項、第二十三項、第二十七項及び第二十九項中「第七十条」を「第八十三条の二」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十五条の改正規定、第五十一条の改正規定、第五十二条の改正規定、第五十七条の改正規定、第五十八条の改正規定（同条第一号を改正する部分を除く。）、第六十三条の改正規定、第八十条第四項の改正規定、第八十五条の改正規定、第八十六条の改正規定は、令和六年六月一日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第三十九条の四第三項（新規則第四十三条、第五十四条、第五十九条、第六十五条、第八十九条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一百条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零七条、第一百零八条、第一百零九条、第一百一十条、第一百一十一条、第一百一十二条、第一百一十三条、第一百一十四条、第一百一十五条、第一百一十六条、第一百一十七条、第一百一十八条、第一百一十九条、第一百二十条、第一百二十一条、第一百二十二条、第一百二十三条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十六条、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、第一百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十一条、第一百四十二条、第一百四十三条、第一百四十四条、第一百四十五条、第一百四十六条、第一百四十七条、第一百四十八条、第一百四十九条、第一百五十条、第一百五十一条、第一百五十二条、第一百五十三条、第一百五十四条、第一百五十五条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十条、第一百六十一条、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条、第一百六十五条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十一条、第一百七十二条、第一百七十三条、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条、第一百七十九条、第一百八十条、第一百八十一条、第一百八十二条、第一百八十三条、第一百八十四条、第一百八十五条、第一百八十六条、第一百八十七条、第一百八十八条、第一百八十九条、第一百九十条、第一百九十一条、第一百九十二条、第一百九十三条、第一百九十四条、第一百九十五条、第一百九十六条、第一百九十七条、第一百九十八条、第一百九十九条、第二百条）において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、新規則第九十九条の二（新規則第百十七條、第百十七條の三、第百二十二條、第百三十五條、第百四十三條及び第百六十一條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新規則第九十九条の二中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

4 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、新規則第百五十條の二の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

5 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（令和三年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和九年三月三十一日までの間、改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第六十二条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは、「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新規則第三十九条の二の二（新規則第六十五条において準用する場合に限る。）の適用については、新規則第三十九条の二の二中「講じなければ」

とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県規則第四十七号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成三十年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第十八条の三（見出しを含む。）中「口腔」を「口腔⁵」に改める。

第二十四条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 介護医療院は、条例第十一条第一項の計画を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第三十一条第二項第一号及び第二号中「又は」を「及び」に改め、同条第三項中「。以下「省令」という。」を削る。

第三十二条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医

療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十二条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十三条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十七条の二の次に次の一条を加える。
（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十七条の三 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第五十三条第一項中「第五十二条」を「前条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新規則」という。)第三十三条第三項(新規則第五十二条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間における新規則第三十二条第一項(新規則第五十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間における新規則第三十七条の三(新規則第五十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新規則第三十七条の三中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十八号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十五号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。